

2022年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試A日程 試験問題

## 公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題】

Xは、1993年に裁判官に任命され、1997年4月1日以降、O地方裁判所判事補の職にある者である。

1997年9月10日、法制審議会は「組織的な犯罪に対処するための刑事法」整備要綱骨子を法務大臣に答申した。当該答申には、検察官又は司法警察員は、法定の要件をみたすときには、裁判官の発付する令状により通信傍受できることを内容とする法律を新たに制定する旨が含まれていた。Xは、A新聞に、裁判官であることを明らかにして、当該答申に反対する趣旨から、「裁判官の令状審査の実態に多少なりとも触れる機会のある身としては、裁判官による令状審査が人権擁護のとりでになるとは、とても思えない。令状に関しては、ほとんど、検察官、警察官の言いなりに発付されているというのが現実だ。」「重要な人権にかかわる盗聴令状の審査を、このような裁判官にゆだねて本当に大丈夫だと思いますか？」という内容を含む投書をした。この投書は、「信頼できない盗聴令状審査」という標題の下、同年10月2日付けA新聞に掲載された。

1998年3月13日、内閣は、当該答申の内容を法制化する法律案（以下「本件法律案」という。）を国会に提出した。本件法律案への対応については、政党内で意見が分かれており、その取扱いが政治問題となっていた。

本件法律案の反対活動をしている諸団体は、団体構成員以外の個人の参加も募った上、反対運動の一環としての集会を開くため、集会実行委員会を組織した。当該集会実行委員会は、同年4月18日に集会を開くこと（以下「本件集会」という。）、本件集会の内容として、アピール、劇の上演ほか、「盗聴法と令状主義」に関するシンポジウムを行うことを決定し、シンポジウムのパネリストをX、弁護士及び大学教授に依頼した。Xは、この依頼に応じて、当該シンポジウムのパネリストになることを承諾した。

本件集会において、Xは、パネルディスカッションの始まる直前、数分間にわたり、会場の一般参加者席から、O地方裁判所判事補であることを明らかにした上、「当初、この集会において、盗聴法と令状主義というテーマのシンポジウムにパネリストとして参加する予定であったが、事前に所長から集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加は取りやめた。自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に

定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する。」と発言した。

○ 地方裁判所は、Xが本件集会に参加して行った言動は「積極的に政治運動をすること」（裁判所法第52条第1号）に該当するとして、Xを懲戒するための分限裁判を申し立てた。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。なお、分限裁判手続に関する問題点については論じなくてよい。

《公法系問題 以上》

**【出題意図】**

本問は、裁判官の表現の自由と司法権の独立との関係を踏まえ、「積極的に政治運動をすること」の意義及びその禁止の合憲性並びにXの言動の「積極的に政治運動をすること」該当性等という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。